

令和4年9月15日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の短縮に係る変更について (令和4年9月15日)

日頃より杉並区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記の件については令和4年9月12日付でお知らせをしたところですが、その後9月13日付で国より新たな通知がありました。このことを受けて以下の通り区内保育施設における対応を改めますので、保護者の皆様におかれましては、引き続きご理解・ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

記

1. 症状のある感染者（園児）の療養期間の短縮について

発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後（※）24時間経過した場合は、8日目から登園可能とします。7日間で症状が軽快していない場合は、症状軽快時から、24時間経過した場合に登園可能とします。【…従前どおり】

【以下の扱いを取り止めます…】ただし、~~10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクを着用すること等の感染予防行動が求められています。このため、園児についても10日間は園内でのマスク着用を求めることとなります。乳児等でマスク着用が困難な場合は、これまで通り10日間の登園停止となります。~~

以上により、マスク着用が困難な場合でも、上記の条件を満たせば8日目から登園可能とします。

（※）症状軽快後とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が落ち着いている状態をいいます。

2. PCR検査前から無症状が継続している感染者（園児）の場合

検体検出日を0日目として8日目から、マスク未着用でも登園可能です。【…従前どおり】

3. 濃厚接触者の健康観察・行動制限期間について

濃厚接触者についての対応につきましては、令和4年7月26日付「コロナ禍における保育施設利用に際してのお願い（令和4年7月26日）」において、原則5日間の登園停止期間としたうえで、「ただし、7日間が経過するまでは、マスクの着用等の感染対策を必要であるため、マスク着用が困難な場合は、7日間の登園停止期間とします」としておりましたが、感染者の場合と同様に、この括弧内の扱いを取り止め、マスク未着用でも6日目から登園可能とします。